

令和6年度支部事業計画案及び 支部保険者機能強化予算案について

令和6年度KPI及び令和5年度上期KPI進捗状況

(参考)

| 項目 | | | 令和6年度KPI | 令和5年度KPI | 令和5年度上期 (R5.9末時点) 進捗 | |
|--------------|---------------------------------|----------------------|------------|------------|----------------------|------|
| | | | (重要業績評価指標) | (重要業績評価指標) | 実績 | 達成状況 |
| 基盤的 保険者機能 | 1 | サービススタンダード達成状況 | 100% | 100% | 100% | ○ |
| | 2 | 現金給付等申請に係る郵送化率 | 対前年度以上 | 96.0%以上 | 94.4% | × |
| | 3 | レセプト点検査定率 (基金合算) | 廃止 | 対前年度以上 | 0.383% | ○ |
| | 新3 | 協会のレセプト点検の査定率 | 対前年度以上 | — | 0.142% | — |
| | 4 | 協会の再審査レセプト1件当たり査定額 | 対前年度以上 | 対前年度以上 | 14,420円 | ○ |
| | 5 | 柔整療養費の3部位15日以上申請割合 | 廃止 | 対前年度以下 | 0.52% | ○ |
| | 6 | 資格喪失後1か月以内保険証回収率 | 対前年度以上 | 対前年度以上 | 88.92% | × |
| | 7 | 資格喪失後返納金債権回収率 | 廃止 | 対前年度以上 | 50.23% | × |
| 新7 | 返納金債権 (診療報酬返還金 (不当請求) を除く) の回収率 | 対前年度以上 | — | 69.06% | — | |
| 8 | 被扶養者資格確認書提出率 | 廃止 | 94.0%以上 | 現時点集計不可 | — | |
| 戦略的 保険者機能 | 9 | 生活習慣病予防健診受診率 | 56.6%以上 | 56.0%以上 | 25.2% | × |
| | 10 | 事業者健診データ取得率 | 16.3%以上 | 20.1%以上 | 2.7% | × |
| | 11 | 被扶養者特定健診受診率 | 35.6%以上 | 33.3%以上 | 18.4% | × |
| | 12 | 被保険者特定保健指導実施率 | 25.5%以上 | 38.0%以上 | 22.5% | × |
| | 13 | 被扶養者特定保健指導実施率 | 27.7%以上 | 34.2%以上 | 11.4% | × |
| | 14 | 受診勧奨後3か月以内医療機関受診率 | 廃止 | 13.1%以上 | 現時点集計不可 | — |
| | 新14 | 健診受診月から10か月以内医療機関受診率 | 対前年度以上 | — | 現時点集計不可 | — |
| | 15 | 健康宣言事業数 | 1350事業所以上 | 670事業所以上 | 1066事業所 | ○ |
| | 16 | ジェネリック医薬品使用割合 | 80.0%以上 | 80.0%以上 | 78.3% (R5.8末現在) | × |
| | 17 | 健康保険委員カバ―率 | 57.3%以上 | 54.0%以上 | 56.0% | ○ |
| 18 | 医療データ等を活用した効果的な意見発信 | 廃止 | 実施 | 実施 | ○ | |
| 組織・ 運営体制 | 19 | 一者応札案件割合 | 15.0%以下 | 20.0%以下 | 28.6% | × |

| 令和4年度KPI結果 | |
|------------|------|
| 実績 | 達成状況 |
| 100% | ○ |
| 95.0% | × |
| 0.304% | ○ |
| — | — |
| 10,017円 | ○ |
| 0.62% | ○ |
| 89.68% | ○ |
| 54.03% | × |
| — | — |
| 93.1% | × |
| 51.8% | × |
| 15.7% | × |
| 33.5% | ○ |
| 23.7% | × |
| 25.2% | × |
| 13.4% | ○ |
| — | — |
| 904事業所 | ○ |
| 77.3% | × |
| 55.6% | ○ |
| 未実施 | × |
| 10% | ○ |

達成状況: 達成○ 未達成×

第6期保険者機能強化アクションプランのコンセプト(案)

第6期保険者機能強化アクションプランの位置づけ

- 第6期保険者機能強化アクションプラン（2024年度～2026年度）については、加入者の健康度の向上及び医療費の適正化を目指して、第5期に引き続き本部機能や本部・支部間の連携の強化を図りつつ、
- ①基盤的保険者機能の盤石化：業務品質の向上、業務改革の実践及びICT化の推進による一層の業務効率化
 - ②戦略的保険者機能の一層の発揮：データ分析を通じて得られたエビデンスに基づき、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した連携・協力による事業展開の充実・強化
 - ③保険者機能強化を支える組織・運営体制等の整備：新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置、内部統制・リスク管理の強化及びシステムの安定運用、統一的・戦略的な本部・支部広報の実施
- を通じて、協会の財政状況を念頭に置きつつ、協会に期待されている保険者としての役割の最大限の発揮に向けて、将来にわたる礎を築くことを目指す。

第6期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能の盤石化

- 協会は、保険者として健全な財政運営を行うとともに、協会や医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図るといった基本的な役割を果たす必要がある。
- 基盤的保険者機能の盤石化に向け、業務改革の実践（標準化・効率化・簡素化の徹底、生産性の向上、職員の意識改革の促進）による、加入者サービスの向上や医療費の適正化の促進、ICT化の推進による加入者の利便性向上を図る。

戦略的保険者機能の一層の発揮

- 加入者の健康度の向上、医療の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を推進するためには、戦略的保険者機能を一層発揮することが必要である。
- このため、①データ分析に基づく課題抽出、課題解決に向けた事業企画・実施・検証を行うこと、②分析成果を最大限活かすため、支部幹部職員が関係団体と定期的な意見交換等を行うことにより「顔の見える地域ネットワーク」を重層的に構築し、当該ネットワークを活用しながら地域・職域における健康づくり等の取組や医療保険制度に係る広報・意見発信に取り組む。

保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

- 保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用、システム運用による業務効率化等を踏まえた人員の最適配分等を通じて、協会全体の組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化し、協会業務の適正さを確保する。
- システムについて、安定稼働を行いつつ、制度改正等に係る適切な対応や、中長期の業務を見据えた対応の実現を図る。
- 「広報基本方針」及び「広報計画」の策定を通じて、統一的・計画的な協会広報を実施する。

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|------------------------|---|---|
| <p>1. 基盤的保険者機能の盤石化</p> | <p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、奈良県等の会議及び協議の場において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約280万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、</p> | <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、奈良県等の会議及び協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。特に、令和5年度は、第4期医療費適正化計画等の都道府県における策定作業が行われることから、当該作業に積極的に参画するとともに意見発信を行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約4,000万人の加入者、約250万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、近年安定しているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後楽観を許さない状況である。</p> <p>そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保する</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|--|
| | <p>今後も楽観を許さない状況である。</p> <p>そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、支部評議会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来にわたり継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>④ 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を推進する。 ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。</p> <p>また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> | <p>ことが課題である。その上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|---|
| | <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。 <p>i) 現金給付の迅速な支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守するため、引き続き、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。 <p>ii) 申請書の郵送化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用及び関係機関との連携により各種申請の郵送化を促進する。 <p>iii) お客様満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでのお客様満足度調査の結果を踏まえ、電話相談の満足度向上のため、加入者等からの相談・照会に的確に対応できるよう、「相談体制」を整備し強化する。 支部広報計画に基づき、適格なスケジュールで分かりやすい広報を行うことで、加入者等の利便性向上を図るとともに、相談業務の効率化に繋げる。 お客様の声に基づく加入者等の意見や苦情等から奈良支部の課題を洗い出し改善する。 <p>【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であ</p> | <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。 <p>i) 現金給付の迅速な支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守するため、引き続き、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。 <p>ii) 申請書の郵送化促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、任意継続セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。 <p>iii) お客様満足度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでのお客様満足度調査の結果を踏まえ、課題である電話相談の満足度向上のため、加入者からの相談・照会に的確に対応できるよう、受電体制及び窓口体制を整備する。奈良支部の弱みを示した「電話対応自己チェックシート」を引き続き活用し、接遇向上を図る。 お客様の声に基づく加入者の意見や苦情等から奈良支部の課題を見いだし改善する。 <p>【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であ</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|--|
| | <p>ることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進 i) 現金給付審査の適正な実施 ・傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を適正に実施する。 また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険法等に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する支給状況を労働</p> | <p>ることから、サービススタンダードの100%達成に努めている。なお、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加している一方、一定の職員数でサービススタンダードを遵守していくには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時履行する必要がある。</p> <p>また、申請件数が、一時的に急増した場合等においては、支部内の事務処理体制を、緊急的に見直し対応する必要がある、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする</p> <p>③ 限度額適用認定証の利用促進 ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関に申請書を配置するなどにより利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担限度額区分を確認できる制度について、積極的に周知を図る。</p> <p>④現金給付の適正化の推進 i) 現金給付審査の適正化 ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を適正に実施する。</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|--|
| | <p>基準監督署等に照会し、適正に審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において事案の内容を精査し、重点的な審査（事業主への立ち入り検査を含む）を行うなど、厳正に対応を行う。 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航が分かる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるため、計画的にOJT等を実施する。 <p>ii) 柔道整復施術療養費等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位、頻回、長期の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診の適正化を図るため、加入者や施術所への文書照会等を強化する。 <p>iii) 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施する。 | <p>また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険法等に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する支給状況を労働基準監督署等に照会し、適正に審査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正の疑いのある事案については、重点的な審査（事業主への立ち入り検査を含む）を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム会議を開催し事案の内容を精査し、厳正に対応を行う。 日本年金機構との連携により、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。 <p>ii) 柔道整復施術療養費等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、多部位、頻回、長期の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診の適正化を図るため、加入者や施術所への文書照会を強化する。 不正が疑われる事案等は、厚生局へ情報提供を行うとともに、逐次対応状況を確認し適正化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>④ レセプト点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。 ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・ 社会保険診療報酬支払基金の「審査結果の不合理的な差異の解消の取組」における差異事例の把握状況や検討結果等を注視するとともに、引き続き支払基金との毎月の協議の場においても積極的に申し入れを行い、支部間差異の解消に努める。 ・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。 <p>【困難度：高】</p> <p>一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協</p> | <p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 策定するレセプト内容点検行動計画に基づき、査定事例の集約・共有化などシステム点検の効率的な活用とともに、手術等高額レセプトへの重点的な審査や各点検員のスキルの向上を図ることで、査定率及び再審査レセプト1件当たりの査定額の向上に取り組む。 ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の進捗状況を踏まえ、協会における審査の効率化・高度化に取り組むとともに、今後のレセプト点検体制のあり方について検討する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金の審査支払新システムにより、コンピュータチェックで完了するレセプトと目視等による審査が必要なレセプトとの振り分けが行われること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（高点数レセプト等）を優先的かつ重点的に審査するなど、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。 <p>【困難度：高】</p> <p>社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|--|
| | <p>会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：①協会のレセプト点検の査定率^(※)について前年度以上とする (※) 査定率=協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額 ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする</p> <p>⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生した債権(返納金、損害賠償金等)については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 無資格受診に係る返納金の発生を抑制するため、業務マニュアル等に基づき、健康保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。 日本年金機構と連携し、資格喪失時における健康保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資 | <p>険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※電子レセプトの普及率は98.7%(2021年度末)となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。</p> <p>■ KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率^(※)について対前年度以上とする (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽ奈良支部の医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>⑥ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、あらゆる広報媒体や健康保険委員研修会等で積極的な広報を行う。 返納金債権等について、納付期限前の架電や約束不履行者への迅速な警告を徹底することにより早期回収に努める。 納付なき債務者に対しては、訪問による催告、就業先を經由し |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|---|
| | <p>格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは困難度が高い。</p> <p>また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。</p> <p>※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。</p> <p>■ KPI：①返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする ②日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保</p> | <p>た催告、弁護士からの催告等、催告の実施方法を工夫し確実な回収を図る。その後も納付なき債務者に対しては、費用対効果を踏まえた法的手続きを実施する。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にある。今後、電子申請による届出※1が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>また、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整※3が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。</p> <p>※1 社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。</p> <p>※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。</p> <p>※3 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）</p> <p>■ KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|--|
| | <p style="text-align: center; color: red;">(P8 『Ⅲ』 被扶養者資格の再確認の徹底』に記載)</p> <p style="text-align: center; color: red;">(P8 『Ⅲ』 被扶養者資格の再確認の徹底』に記載)</p> <p style="text-align: center; color: red;">○ ICT化の推進</p> <p>① オンライン資格確認等の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進・周知・広報等を行う。 ・マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。 <p>② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認等システムは、国の進める医療 DX の基盤となる取組で</p> | <p>⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p style="text-align: center;">■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする</p> <p>⑧ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進・周知・広報等に協力する。 <p>【重要度：高】 オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|---|
| | <p>あり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、本部における新たな業務フローの検討やシステム改修等を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。</p> <p>(P5 『〇 業務改革の実践と業務品質の向上』に記載)</p> | <p>政府が進めるデータヘルス改革の基盤となる重要な取組であり、重要度が高い。</p> <p>⑨ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化と実践の徹底により、生産性の向上を推進する。 ・相談体制の標準化に向けて、受電体制及び窓口体制を整備・強化し、効果的な研修の受講等により相談業務の品質の向上を図る。 ・新業務システム（令和5年1月に導入）の効果を最大化するために、新たな業務フローを踏まえた柔軟かつ最適な事務処理体制等で業務の効率化を推進する。 <p>【困難度：高】</p> <p>業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|----------|--|
| | | <p>業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|-------------------|---|---|
| 2. 戦略的保険者機能の一層の発揮 | <p>(削除)</p> <p>○ データ分析に基づく事業実施</p> <p>① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者の助言も得ながら実施する。 ・本部研修への積極的参加及び支部内研修の実施等による分析可能職員の増加を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。</p> <p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用</p> | <p>戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標</p> <ul style="list-style-type: none"> I 加入者の健康度向上 II 医療費等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化 <p>①データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の目標達成に向けて最終年度の取組の着実な実施。</p> <p>上位目標：虚血性心疾患による入院外受診率を10%減らす。 上位目標に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新システムにより、可能な限り実績値の把握を支部で行い、必要な対策を効果的、効率的に実施する。また、必要に応じて学識経験者による助言を得ながらPDCAサイクルを回す。 ・第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における目標の達成状況や効果的な取組等の評価を行うとともに、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定する。 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|----------|
| | <p>・令和5年度に引続き、特定保健指導対象者の減少率が高い要因分析を学識経験者の助言を得ながら行い、保健指導による疾病防止を一層推進する。</p> <p>③ 支部課題に対する調査分析</p> <p>・男女ともに睡眠で休養が取れていない者の割合が全国比高い状況が続いているため、原因の調査分析を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。</p> <p>○ 健康づくり</p> <p>① 保健事業の一層の推進</p> <p>◆ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組</p> <p>・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コロナヘルスの取組」を柱として策定した第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各取組を着実に実施する。</p> <p>その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支</p> | |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|--|
| | <p>部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</p> <p><上位目標> 虚血性心疾患による入院外受診率を5%減らす</p> <p>② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <p>(P20 『Ⅲ』被扶養者の特定健康診査（特定健診）』の後に記載)</p> <p>(削除)</p> | <p>i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査受診率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者合計 <ul style="list-style-type: none"> ・受診対象者合計：162,623人 ・受診（取得）見込者合計：106,519人 ・受診率目標：65.5% ○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：122,290人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 受診率 56.0% （受診見込者数： 68,483人） ・事業者健診データ 取得率 20.1% （取得見込者数： 24,581人） ○ 被扶養者（受診対象者数： 40,333人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 受診率 33.3% （受診見込者数： 13,431人） ○ 健診の受診勧奨対策 <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率（生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査）の中で、受診率が低い生活習慣病予防健診の受診率向上に最大限努力すると同時に、令和5年度の計画終了時に65%の実施率を達成できるよう、事業者健診データ |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|---|
| | <p>(P20 『Ⅲ』被扶養者の特定健康診査（特定健診）』の後に記載)</p> <p>(P20 『Ⅲ』被扶養者の特定健康診査（特定健診）』の後に記載)</p> <p>i) 生活習慣病予防健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に対する生活習慣病予防検診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、被保険者数 50 人未満の事業所における健診未受診者に対し、下期にダイレクトメールによる受診勧奨を行う。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、受診率への影響が大きい | <p>の取得促進に向けて、事業所に対して事業者健診データ提供依頼の勧奨を行う。</p> <p>■ KPI：特定健診実施率目標値 65.5%</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活習慣病予防健診受診率を 56.0%以上とする ② 事業者健診データ取得率を 20.1%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を 33.3%以上とする <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023 年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第3期特定健康診査等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。</p> <p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般健診及び付加健診等の自己負担軽減になるため、受診率の低い 10 人未満の事業所を中心に受診勧奨等の取組を重点的にを行い、実施率の向上を図る。 ・上期に生活習慣病予防健診を受診されていない加入者個人に対し、下期にダイレクトメールによる健診受診勧奨を行う。 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|---|
| | <p>と見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規委託健診機関の増加や休日受診できる健診実施機関の拡大等、受診環境の充実に向けて健診機関への働きかけを行う。 ・令和5年度からの健診自己負担額の軽減、及び令和6年度からの付加健診対象年齢の拡大について、生活習慣病予防健診のメリット等と併せ、引き続き積極的に広報を行う。 <p>ii) 事業者健診データの取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データ取得率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、重点的かつ優先的に文書・電話による提供勧奨を実施し、事業者健診データの取得を推進する。 ・同意書提出済事業所からの健診データの取得について、提供可能な健診機関を増やし、効率的かつ定期的に提供を受けられる体制を構築する。 ・奈良労働局や商工会等の関係機関と引き続き連携し、集団健診等での事業者健診データ取得を推進する。 <p>iii) 被扶養者の特定健康診査（特定健診）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会主催の集団健診について、人口密集地・商業施設・ホテル等をはじめ県内広範囲で利便性の高い会場を設定することで、受診機会を充実させ受診率向上を図る。また、オプション健診の充実を図り、魅力的な健診を実施することにより、受診率の向上を図る。 ・協会主催の集団健診時に、受診者にアンケートを実施して課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選出し、健診・保健指導カルテ等を活用して、事業所訪問等の効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、事業主に対して、令和6年3月に発送する年次案内で、生活習慣病予防健診のメリットや受診方法を積極的に広報する。 ・新規委託健診機関の増加や休日受診できる健診実施機関の拡大等、受診環境充実に向けての行動計画を行う。 <p>【事業者健診データの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者健診データの実施率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、重点的かつ優先的にダイレクトメールで提供勧奨を上期に実施して、事業者健診データ取得促進を行う。 ・同意書提出済事業所の健診データの取得について、提供可能な健診機関を増加させ、効率的かつ定期的に提供を受ける体制を構築する。 ・奈良労働局等の関係機関と引き続き連携を図り、集団健診等での事業者健診データ取得を推進する。 <p>【被扶養者の特定健康診査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会主催の集団健診について、県内広範囲での会場設置、人口密集地・商業施設等での実施及び、実施回数を増やすことにより受診機会を充実させ受診率向上を図る。また、オプション検査の充実を図り、魅力的な健診実施により受診率の向上に努める。 ・協会主催の集団健診時に、受診者にアンケートを実施して課題 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|--|
| | <p>の洗い出しを行い、受診率向上のための対策を検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県医師会と協働で、かかりつけ医での特定健康診査の受診を促進し、受診率向上を図る。 ・市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、特定健診とがん検診の同時実施等の拡大を図る。 <p>【重要度：高】</p> <p>健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を56.6%以上とする 2）事業者健診データ取得率を16.3%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を35.6%以上とする</p> | <p>の洗い出しを行い、受診率向上に向けて対策を検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県医師会と協働で、かかりつけ医での特定健康診査の受診促進により受診率向上を図る。 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|--|
| | <p>㊦ 特定保健指導の実施率及び質の向上 (P24 『ii) 被扶養者への特定保健指導』の後に記載)</p> | <p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者合計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導対象者合計：20,248人 ・ 実施見込者合計：7,647人 ・ 実施率目標：37.7% ○ 被保険者（特定保健指導対象者数：18,985人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 38.0% （実施見込者数：7,215人） （内訳）協会保健師実施分 28.0% （実施見込者数：5,316人） アウトソーシング分 10.0% （実施見込者数：1,899人） ○ 被扶養者（特定保健指導対象者数：1,263人） <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導 実施率 34.2% （実施見込者数：432人） <p>■ KPI：特定保健指導実施率目標 37.7%</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の特定保健指導の実施率を 38.0%以上とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 34.2%以上とする |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|---|
| | <p>1) 被保険者への特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な利用勧奨を実施する。 ・ アウトソースによる事業所への特定保健指導案内を拡大し、効率化を図ることで、1日当たりの特定保健指導実施数の更なる増加に努める。また、特定保健指導案内から一定期間経過後に事業所への再勧奨を行う等により、実施率向上を図る。 ・ 健診当日に特定保健指導を実施している健診機関に対し、研修会等での好事例の共有、また、アンケートやヒアリングを通じた課題共有と働きかけにより、健診当日の特定保健指導の実施率向上を図る。 ・ 健診機関を対象とする説明会での働きかけ及びトップセールスにより、特定保健指導外部委託機関数を増加させる。 ・ 特定保健指導専門業者への外部委託により、初回面談からの特定保健指導を更に推進させる。 ・ Web会議システムを活用し、協会保健指導者による遠隔面談を積極的に行う。 ・ 特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進するとともに、外 | <p>【被保険者への保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アウトソースによる事業所への保健指導案内を拡大し、効率化を図ることで、1日当たりの特定保健指導実施数の更なる増加に努める。 ・ 健診当日に特定保健指導を実施している健診機関に、特定保健指導実施率向上を目的として、実施率向上の好事例の情報提供やトップセールスを実施する。併せて、課題を共有し、解決策を検討・実施する。 ・ 特定保健指導外部委託機関数を増加させるとともに、大規模健診機関を中心に健診当日の特定保健指導の推進を図る。また、外部委託機関との合同研修会を実施し、好事例の共有を行い、特定保健指導の実施数及び質の向上を図る。 ・ 特定保健指導専門業者への外部委託により、初回面談からの特定保健指導を更に推進させる。 ・ Web会議システムを活用した協会保健指導者による遠隔面談を積極的に行う。 ・ 特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進するとともに、外部委託業者との情報共有を図り、特定保健指導の途中中断率減少に努める。 ・ 健康意識が高まる健診当日の特定保健指導等の効果的な利用勧奨等（未治療者への受診勧奨含む）について、令和5年度パイロット事業を活用し利用勧奨の実施及び利用勧奨事業の検証を行う。 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|---|
| | <p>部委託業者との情報共有を図り、特定保健指導の途中中断率減少に努める。</p> <p>ii) 被扶養者への特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者にとって利便性が高くかつ効果的な特定保健指導を実施する観点から、健康意識が高まる集団健診当日の初回面談を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。</p> | <p>【被扶養者の特定保健指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者の利便性などに配慮し、集団健診当日に初回面談を実施する等、身近な場所で保健指導を受けることができる体制を整備する。 <p>【重要度：高】</p> <p>特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第3期特定健康診査等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは困難度が高い。</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|--|
| | <p>■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を 25.5%以上とする 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を 27.7%以上とする</p> <p>④ 重症化予防対策の推進</p> <p>i) 未治療者への受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診を受診した被扶養者を含め、 血圧・血糖・LDL コレステロール値に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。 ・ 奈良県医師会と連携して、生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・LDL コレステロール高値、かつ未治療者に対して、健診機関から健診結果と併せて受診勧奨文書（レッドカード）を送付する。また、健診機関に対する説明会等を通じて、レッドカード事業の契約健診機関数を増やす。 ・ 慢性腎臓病（CKD）の重症化対策を目的に、対象者に文書による受診勧奨を実施する。 | <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数（799人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧・血糖・LDL コレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨を着実に実施する。 ・ 二次勧奨後の受診率を上げるために、外部委託による文書と電話による受診勧奨を行う。 ・ 一次勧奨域と他支部加入の対象者に対しては、本部受診勧奨の約1か月後に支部独自の回答書付き文書と、受診勧奨チラシを送付するとともに、未回答者に対しては再勧奨を行い受診率向上を図る。 <p>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.1%以上とする</p> <p>【未治療者への受診勧奨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県医師会と連携して、生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・LDL コレステロール高値、かつ未治療者に対して、健診結果と同時に受診勧奨文書（レッドカード）を送付する。 ・ 健診機関に対する説明会等を通じて、レッドカード事業契約健 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|---|
| | <p>ii) 糖尿病性腎症重症化予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症患者の透析移行を防ぐため、奈良市及び奈良市医師会と連携し、奈良市在住在勤加入者へかかりつけ医の指示に基づき保健指導を実施する。 ・奈良市以外の地域については、奈良県医師会等の関係団体と連携を図りつつ、アウトソースにより実施する。 <p>iii) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市・奈良市医師会と連携し、COPD 予防のため、喫煙者へ禁煙外来の受診啓発事業を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする</p> | <p>診機能数を増やす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査の結果、血圧・血糖高値の家族（被扶養者）に対して文書にて受診勧奨を実施する。 ・慢性腎臓病（CKD）の重症化対策を目的に、対象者に文書で受診勧奨を実施する。 <p>【糖尿病性腎症重症化予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病性腎症患者の透析移行を防ぐためにかかりつけ医の指示に基づき保健指導を行う。実施にあたり奈良市及び奈良市医師会と連携して奈良市在住在勤加入者への保健指導を実施する。 ・奈良市以外の地域での実施については、奈良県医師会等の関係団体と連携を図りアウトソースにより実施する。 <p>【慢性閉塞性肺疾患（COPD）予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市・奈良市医師会と連携して、COPD 予防として、喫煙者へ禁煙外来の受診啓発事業を実施する。併せて特定保健指導対象者の減少要因の調査・分析事業の中で、喫煙による影響分析を行い、次年度以降の支部事業に結びつける検討を実施する。 <p>【重要度：高】</p> <p>要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|---|
| | <p>⑤ 生活習慣病予防を目的とした歯科検診の啓発・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良県歯科医師会等と連携し、健康宣言事業所を中心に歯科講習会の利用を促し、歯周病予防の重要性と定期的な歯科検診の必要を周知啓発する。 ・奈良県歯科医師会と連携し、被扶養者の集団健診（一部会場）において、歯科検診を実施する。 <p>⑥ コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職場まるごと健康宣言」について、宣言事業所に対してのサポートを充実させることにより「質の向上」を図る。また、「宣言事業所数の拡大」にも並行して力を入れることにより、県内加入事業所の健康経営の普及促進に努める。 ・「職場まるごと健康宣言」及び健康経営優良法人認定事業所の更なる拡大に向け、自治体、商工会議所等の経済団体や社会保険労務士会、地域金融機関、生保・損保会社等協力事業者とも連携し、健康経営の普及促進を図る。 ・外部委託により保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職を加入事業所へ派遣して行う健康講座について、従来の事業所を訪問して実施する講座に加え、ICT（ZOOM など）を活用した講座も利用できるようにすることにより、加入事業所に利用していただきやすい環境を整える。 ・健康経営に積極的に取り組む事業所の好事例紹介を事例集配布やテレビ等により広報し、「職場まるごと健康宣言」の普及促進を図る。 | <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職場まるごと健康宣言」について、宣言事業所に対してのサポートを充実させることにより「質の向上」を図る。また、「宣言事業所数の拡大」にも並行して力を入れることにより、県内加入事業所の健康経営の普及促進に努める。 ・「職場まるごと健康宣言」及び健康経営優良法人認定事業所の更なる拡大に向け、好事例の取り組みをモデルケースとして、自治体、商工会議所等の経済団体や社会保険労務士会、生保・損保会社等協力事業者との連携により健康経営の普及促進を図る。 ・健康経営の推進及び健康経営優良法人認定事業所数の拡大を図るため、関係団体との連携によりセミナーを開催するとともに、健康経営優良法人認定申請のサポートを事業所に対して行う。 ・外部委託により保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職を加入事業所へ派遣して行う健康講座について、従来の事業所を訪問して実施する講座に加え、ICT（ZOOM など）を活用した講座も利用できるようにすることにより、加入事業所に利 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営に取り組む事業所が健康課題を把握できるよう事業所単位で健康診断データ等が見える化した「事業所カルテ」を健康宣言事業所に配付するとともに、支部職員及び保健師・管理栄養士が事業所訪問する際に活用することにより事業所へのサポートを引続き実施する。 ・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を50万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,350事業所以上とする</p> <p>(P33 『○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた</p> | <p>用していただきやすい環境を整える。また、生保・損保会社等協力事業者によるセミナーも併せて実施し、講座実施回数拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営に積極的に取り組む事業所の好事例紹介をテレビ等により広報し、「職場まるごと健康宣言」の普及促進を図る。 ・健康経営に取り組む事業所が健康課題を把握できるよう事業所単位で健康診断データ等が見える化した「事業所カルテ」を健康宣言事業所に配布するとともに、支部職員及び保健師・管理栄養士が事業所訪問する際に活用することにより事業所へのサポートを強化する。 ・保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を10万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を670事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数</p> <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|---|
| | <p data-bbox="301 211 653 237">加入者等の理解促進』に記載)</p> <p data-bbox="262 1222 548 1293">○ 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1107 211 1858 282">・ 本部作成の広報基本方針及び広報計画に基づき、支部広報計画を策定する。 <li data-bbox="1107 297 1858 368">・ 健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、郵送や訪問により未登録事業所や新規適用事業所への登録勧奨を行う。 <li data-bbox="1107 382 1858 504">・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体と連携して研修会の開催及び定期広報誌「けんぽ IZM（年4回）」による情報提供を行う。 <li data-bbox="1107 518 1858 725">・ 健康保険制度や健康づくり情報をタイムリーに届けるメールマガジンについて、内容の充実を図る。また、メールマガジンを情報提供ツールとして積極的に活用するため、新規に健康保険委員の登録をする際や健康保険委員でメールマガジン未登録の方に対して積極的に登録勧奨を行う。 <li data-bbox="1107 739 1858 811">・ 支部内の広報委員会を活性化させ、広報計画の策定など効率的で効果的な広報が実施できる環境づくりを行う。 <li data-bbox="1107 825 1858 925">・ 令和5年度より本格的に実施する生活習慣病予防健診の自己負担の軽減等の「更なる保健事業の充実」については、令和4年度に引き続き、様々な広報機会を活用し、広報を行う。 <li data-bbox="1107 939 1858 1039">・ 加入者・事業主、健康保険委員等に幅広く情報発信をするため、全支部共通広報資材（動画、パンフレット等）を積極的に活用し、広報を行う。 <p data-bbox="1126 1089 1858 1160">■ KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54.0%以上とする</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|---|
| | <p>i) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に使用割合80%に到達することを目指して、支部の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。(ただし、供給問題等、現下の状況を十分踏まえて、具体的な取組内容は慎重に検討する) ・ ジェネリック医薬品の薬効分類別の使用割合や県・全国平均との乖離、年齢別の使用割合等を、医療機関・調剤薬局ごとに見える化した情報提供ツールを、各医療機関等に配付することにより使用促進を図る。 ・ 使用割合が低く影響力の大きい医療機関・調剤薬局については、訪問によりジェネリック医薬品の使用についての協力依頼を行う。 ・ 県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会等）と連携し、医師・薬剤師を対象としたジェネリック医薬品使用促進並びに医薬品適正使用に係るセミナー開催等を行う。 ・ 「ジェネリック医薬品希望シール」を事業所・加入者へ積極的に配布する。 ・ ジェネリックカルテ（本部提供）などを活用し、奈良支部の現状を分析するとともに、新聞・テレビ・ラジオ等により効果的な広報を行う。 <p>ii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医 | <p>㊦ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携を強化し、低迷する県内ジェネリック医薬品の使用割合の向上を図る。 ・ ジェネリック医薬品の薬効分類別の使用割合や県・全国平均との乖離、年齢別の使用割合等を、医療機関・調剤薬局ごとに見える化した情報提供ツールを、各医療機関等に配付することにより使用促進を図る。 ・ また、使用割合が低く影響力の大きい医療機関・調剤薬局については、訪問によりジェネリック医薬品の使用についての協力依頼を行う。 ・ 県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）と連携し、医師・薬剤師を対象としたジェネリック医薬品使用促進並びに医薬品適正使用に係るセミナーを開催する。 ・ ジェネリック医薬品の使用を促すため、「ジェネリック医薬品希望シール」を事業所・加入者へ積極的に配布する。 ・ ジェネリックカルテ（本部提供）などを活用し、奈良支部の阻害要因を分析し、プレスリリースなどによりタイムリーな広報を行う。 ・ 様々な世代の加入者へ、効果的な広報媒体を活用し（新聞、デジタルサイネージ広告、駅構内看板、県民だより、ATM 広告等）使用を促す。 ・ 奈良支部が参加する奈良県後発医薬品安心使用促進協議会等において、ジェネリック医薬品の使用促進の意見発信を行う。 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|---|
| | <p>療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。</p> <p>iii) 上手な医療のかかり方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資源の適正使用の観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診、はしご受診等を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 ・奈良県医師会との協働事業「健診（検診）とかかりつけ医推進プロジェクト」を通じて、日常的な病気の診療や健康相談等ができる「かかりつけ医」の普及を推進する。 <p>【重要度：高】</p> <p>医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要があり、重要度が高い。</p> <p>また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2029年度末までに、バイオシミュラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> | <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ジェネリック医薬品の使用促進のための医療機関及び薬局への訪問・説明が困難になるなど予断を許さない状況である。また、一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続している。このように、コロナ禍や医薬品の供給不足など、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で80.0%以上とする</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|---|
| | <p>一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。</p> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で80.0%以上とする。 （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする</p> <p>(P32 『③ インセンティブ制度の周知』に記載)</p> <p>② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。</p> | <p>（※）医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>④ インセンティブ制度の着実な実施 ・保険料率に直接影響のあるインセンティブ制度について、様々な広報媒体（ポスター・リーフレット・プレスリリース・ホームページ・定期広報物等）を活用することにより加入者及び事業主に理解していただくことに努め、インセンティブ制度の指標となっている各事業の実施率や使用割合等の向上を図る。</p> <p>⑤ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 ○医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、両計画の着実な実施及び令和5年度に行われる都道府県における次期計画の策定に向けて、積極的に参画するとともに意見発信を行う。</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|---|
| | <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療費・健診データの分析結果や国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>(P30 『iii) 上手な医療のかかり方』に記載)</p> <p>【重要度：高】</p> <p>効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。</p> <p>③ インセンティブ制度の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率に直接影響のあるインセンティブ制度について、様々な広報媒体（ポスター・リーフレット・各種メディア・ホームページ・定期広報物等）を活用することにより加入者及び事業 | <p>○医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 <p>○上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想のPDCAサイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。</p> <p>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|----------|
| | <p>主に理解していただくとともに、指標項目の改善に向けた意識を喚起する。</p> <p>○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部と連携し、地域、職域特性等を踏まえた計画的・効果的な広報を実施する。 ・健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、郵送や訪問により未登録事業所や新規適用事業所への登録勧奨を行う。 ・健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体と連携して研修会の開催及び定期広報誌「けんぽ IZM（年4回）」による情報提供を行う。 ・健康保険制度や健康づくり情報をタイムリーに届けるメールマガジンについて、奈良県産業保健総合支援センターによる記事を掲載し、内容の充実を図る。また、メールマガジンを情報提供ツールとして積極的に活用するため、新規に健康保険委員の登録をする際や健康保険委員でメールマガジン未登録の方に対して積極的に登録勧奨を行う。 ・支部内の広報委員会を毎月開催し、本部提供の全支部共通広報資材の活用等による効率的で効果的な広報を計画的に実施する。 ・加入者等の理解促進にあたっては、「顔の見える地域ネットワーク」を積極的・効果的に活用する。 | |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|--|
| | <p>■ KPI：1－1）全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 57.3%以上とする。</p> <p>1－2）健康保険委員に委嘱事業所数を前年度以上とする。</p> <p>(P15 『○ データ分析に基づく事業実施』に記載)</p> | <p>㊦ 調査研究の推進</p> <p>i) 統計データの分析と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業を効果的に推進するため、本部提供データやツールの活用、目的に応じた分析・見える化を図る。 また、特定保健指導対象者の減少率が高いことから、その減少要因分析を行い、保健指導による疾病防止を一層推進する。 <p>ii) 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者及び外部有識者のアドバイスに基づき、生活習慣病予防健診未受診者に係る分析及びアンケート調査結果を、本部調査分析・研究グループの助言を受け、分析及びアンケート結果をまとめ学会発表を行う。 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|-----------------------------------|--|---|
| <p>3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> | <p>○ 人事・組織</p> <p>① 組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。 ・事業計画の進捗状況は、毎月の定例ミーティングを通じて、事業進捗・事業実績の確認を行い、PDCA サイクルを着実に回していく。 <p>② 研修計画に基づく人材育成の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部の課題に対し、○JT及び外部講師による研修等を効果的に組み合わせることで、加入者サービスの向上を図る。 <p>○内部統制等</p> <p>① リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案対応など、協会の規程に基づき、リスク管理の重要性を理解した上で常に高い意識を持った業務遂行を徹底する。 ・初動対応マニュアルを活用した定期訓練及び安否確認模擬訓練、リスク管理規程に基づく自主点検（個人情報に関する事項/毎月、全項目/年2回）等を通じて、日頃からのリスク対応に関する意識付けを行う。 | <p>①組織運営体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。 ・インセンティブ制度や業績評価等の評価点数の低い項目を中心に取り組みを強化し、支部全体の底上げを図る。 ・事業計画の進捗状況は、毎月の定例ミーティングを通じて、事業進捗・事業実績の確認を行い、PDCA サイクルを回すことでKPI並びに目標達成を目指す。 <p>②○JTと研修計画に基づく人材育成の確実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・○JTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで、保険者機能の更なる発揮に向けた人材の育成を図る。 ・支部の課題に対し、○JT及び外部講師による研修を効果的に組み合わせることで、加入者サービスの向上を図る。 <p>③リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案対応など、本部の指示に基づき、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。 ・初動対応マニュアルを活用した定期訓練及び安否確認模擬訓練、リスク管理規程に基づく自主点検（個人情報に関する事項/毎月、全項目/年2回）等を通じて、日頃からのリスク対応に関する意識付けを行う。 |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|--|---|
| | <p>② コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。 <p>③ 個人情報保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員に対象とした研修を実施するほか、支部独自の個人情報保護に関するチェックシートによる理解度の確認及び確認結果のフィードバックを行い、個人情報保護に関する意識の徹底を図る。 ・年2回の個人情報保護委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催して個人情報保護に係る取組みの検討、審議を行うことにより、個人情報保護の意識徹底の更なる推進を図る。 <p>○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、入札時には十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の分析を行い、一者応札案件の減少に努める。 ・契約内容及び調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高めると共に事務の効率化を図る。 ・支部の事務経費の管理徹底、支部内の手続き事務の簡素化等に | <p>④ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修やヒヤリハット事案の共有等を通じてその周知・徹底を図る。 ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。 <p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の検証を行い、一者応札案件の減少に努める。 ・契約内容及び調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高めると共に事務の効率化を図る。 ・支部の事務経費の管理徹底、支部内の手続き事務の簡素化等に |

令和6年度奈良支部事業計画(案)

| 分野 | 新（令和6年度） | 旧（令和5年度） |
|----|---|---|
| | <p>より職員のコスト意識を高める。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 15%以下とする</p> | <p>より職員のコスト意識を高める。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 20%以下とする</p> |

奈良支部の第3期データヘルス計画の概要

上位目標
(10年以上経過後に達するゴール)

虚血性心疾患による入院外受診率を5%減らす

6年後に達成する目標
(健康課題を踏まえた検査値の改善等の目標)

被保険者のLDLリスク保有率3%減

[令和4年度_男性：30.0% (45,728人) → 令和11年度_27.0%]

[令和4年度_女性：28.7% (30,112人) → 令和11年度_25.7%]

【背景】

- 男女ともにLDLコレステロールのリスク保有率が全国平均よりも高い。
- 40歳～74歳の男女について、いずれの年齢層においても、脂質異常症に係る服薬者の割合が全国平均よりも低い。
- 心疾患の受診率及び1人当たり医療費が全国平均よりも高い。

PDCAサイクルを回しながら、取組推進

健診

被保険者

- 生活習慣病予防健診受診率の向上
 - ・ 中小規模事業所の被保険者個人への受診勧奨 等
- 事業者健診データ取得率の向上
 - ・ 外部委託による文書・電話勧奨 等

+

- ◆ 健診受診率が低く影響度が高い業態（社会福祉・介護事業等、医療業等）に係る被保険者健診受診率改善に向けた取組の実施

被扶養者

- 特定健診受診率の向上
 - ・ 無料集団健診の実施

特定保健指導

被保険者

- 特定保健指導実施率の向上
 - ・ 委託先健診機関の拡大
 - ・ 専門事業者の活用
 - ・ 好事例の共有 等

+

- ◆ 奈良市におけるLDLリスク保有率（LDL \geq 140mg/dl）に着目した特定保健指導の実施

被扶養者

- 特定保健指導実施率の向上
 - ・ 無料集団健診当日の特定保健指導の推進

重症化予防

被保険者

- 未治療者（血圧、血糖、LDLコレステロール高値者）への受診勧奨による医療機関受診率の向上
 - ・ 健診機関からのレッドカード送付
 - ・ 外部委託による受診勧奨 等

+

- ◆ 奈良市と連携したLDL高値者（LDL \geq 180mg/dl）へのレッドカード送付による医療機関受診勧奨

被扶養者

- 未治療者への受診勧奨による医療機関受診率の向上
 - ・ 外部委託による受診勧奨 等

コラボヘルス（健康宣言事業）

事業主

- 健康事業所数の増加と質の向上
 - ・ 自治体、商工会議所等と連携した健康経営の普及促進 など
 - ・ 職場の健康づくりの好事例の共有 等

+

- ◆ 被保険者のLDLリスク保有率が高い市町や業態における健康宣言事業所に対して、リスク保有率改善に向けた取組の実施

課題認識の共有に基づく令和6年度支部事業計画・予算の策定

- 令和5年度から、支部事業計画・予算の策定について、支部でエビデンスに基づく事業実施ができるよう、「現状評価・課題・重点施策」の策定から始まるスケジュールとして、見直しが行われた。
- 加えて、支部での取組が一層促進されるよう、令和5年度の支部予算より、特別枠が創設された。



令和6年度の支部事業計画・予算の策定についても、令和5年度と同様となる。

奈良支部の令和6年度保険者機能強化予算の予算枠

- 医療費適正化等予算 → 9,951,000円（令和5年度:9,951,000円）

予算の算出基準:協会けんぽ全体予算8億円を、全支部一律に定額部分600万円を設定した上で、残りを加入者数で按分し加算。

なお**特別枠基準額として、別途2,460,000円**の予算が設定されているが、基準額以上の予算要求に制限を設けていない。

- 保健事業予算 → 31,677,000円（令和5年度:31,677,000円）

予算の算出基準:協会けんぽ全体予算40億円を、40歳以上の加入者数で按分。

なお**特別枠基準額として、別途7,830,000円**の予算が設定されているが、基準額以上の予算要求に制限を設けていない。

現状評価・課題・重点施策(案)

| 項目 | | 現状評価の概要 |
|----|-----------------|---|
| 1 | ジェネリック医薬品の使用促進 | ジェネリック医薬品の使用割合全国46位（令和5年5月受診分）。メーカー不祥事による供給問題と一部の診療所のこだわりが最大の要因となり、使用割合は目標とする80%をクリアする状況には至っていない。 |
| 2 | 生活習慣病予防健診受診率の向上 | 生活習慣病予防健診受診率は全国平均を下回る形（全国43位）で推移している。 |
| 3 | コラボヘルスの推進 | 2022年度奈良支部加入者一人当たり医療費は198,895円であるのに対し、健康宣言事業所の加入者一人当たり平均は186,661円、健康経営優良法人認定事業所の加入者一人当たり平均は171,523円であり、健康経営に取り組む事業所は医療費が低い結果となった。 |
| 4 | メンタルヘルス対策の推進 | ・令和4年10月奈良支部の傷病手当金受給傷病別の件数の構成割合では、特殊目的用コード（新型コロナウイルス感染症）の次に、精神及び行動の障害が高い。 |

| 課題 | | 令和6年度の重要施策(案) |
|----|-----------------|--|
| 1 | ジェネリック医薬品の使用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ジェネリック見える化ツール」を活用した医療機関・薬局への情報提供を引き続き行う。 ・年齢階層が上がるほどマイナス影響度が高い（特に40歳代以上）ため、ラジオ等のメディアを活用し、年齢層を限定した効果的な広報を行う。 |
| 2 | 生活習慣病予防健診受診率の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・健診機関から事業所・被保険者に対し訪問・電話やダイレクトメールによる受診勧奨を実施するとともに、新規委託機関拡大の交渉を引き続き行う。 ・受診率が低迷している小規模事業所に対して勧奨を実施する。 |
| 3 | コラボヘルスの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業所数及び健康経営優良法人認定事業所の増加に向け、自治体や関係団体と連携し、地域とともに健康経営を普及させていく。 ・健康宣言事業所のフォローアップの充実や、奈良県医師会との連携事業である「ご家族の健診プロジェクト『かかりつけ医×特定健診』」を引き続き実施していく。 |
| 4 | メンタルヘルス対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良産業保健総合支援センターによる広報誌への記事連載等、連携の充実を図るとともに、健康宣言事業所等に対し、オンライン形式も含めたメンタルヘルス対策の健康講座を実施する。 |
| 5 | 調査分析の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に引き続き、特定保健指導対象者の減少率が高い要因分析を学識経験者の助言を得ながら行う。 ・健診結果により男女ともに睡眠で休養が取れていない者の割合が全国に比べ高い状況が続いているため、原因の調査分析を行う。 |

令和6年度医療費適正化等予算

(単位:千円)

| 項目 | 令和5年度予算 | 令和6年度予算 | 備考 |
|-----------------------------|--------------|--------------|------|
| ①関係先と連携した残薬調整運動 | 88 | - | 廃止 |
| ②ジェネリック使用促進セミナー | 288 | 28 | 継続 |
| ③医師会と連携した「かかりつけ医」推進啓発活動 | 363 | 363 | 継続 |
| ④市町村及び関係団体と連携した健康推進事業 | 506 | - | 科目変更 |
| ⑤ジェネリック医薬品に関する周知用封筒作成 | 59 | 59 | 継続 |
| ⑥メンタルヘルス対策セミナー及び広報の実施 | - | 622 | 新規 |
| 企画部門経費 | 1,304 | 1,072 | |
| ①「協会けんぽなら健康だより（納入告知書同封）」の発行 | 1,050 | 999 | 継続 |
| ②インセンティブ制度周知広報 | 605 | 605 | 継続 |
| 紙媒体による広報経費 | 1,656 | 1,604 | |

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

令和6年度奈良支部保険者機能強化予算(案)

令和6年度医療費適正化等予算

(単位:千円)

| 項目 | | 令和5年度予算 | 令和6年度予算 | 備考 |
|---------------------------|-----------------------------------|--------------|--------------|----|
| | ①ジェネリック医薬品使用促進に関するバス広告 | 919 | 919 | 継続 |
| | ②地元紙への広告・記事掲載 | 880 | 1,430 | 継続 |
| | ③近鉄の駅構内におけるジェネリック医薬品使用推進看板の設置 | 413 | - | 廃止 |
| | ④奈良支部イメージキャラクター「ヘルシカくん」新ポーズイラスト作成 | 109 | - | 廃止 |
| | ⑤ジェネリック医薬品普及促進に向けたデジタルサイネージ広告 | 2,200 | - | 廃止 |
| | ⑥ジェネリック医薬品普及促進に向けた各種WEB広告 | - | 1,870 | 新規 |
| | ⑦ジェネリック医薬品普及促進に向けたインターネットラジオ広告 | - | 583 | 新規 |
| | ⑧地元TVによる各事業の普及啓発 | 1,100 | 1,100 | 継続 |
| | ⑨「県民だより」による奈良支部事業の周知広報 | 1,353 | 1,353 | 継続 |
| その他の広報経費 | | 6,974 | 7,255 | |
| 医療費適正化等予算枠 9,951千円 | | 9,934 | 9,931 | |

令和6年度医療費適正化等予算(特別枠)

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

| 項目 | | 令和5年度予算 | 令和6年度予算 | 備考 |
|-----------------------|-----------------------------|--------------|---------------|----|
| 企画部門経費 | ①ジェネリック医薬品普及促進に向けた金融機関ATM広告 | 2,841 | - | 廃止 |
| | ②睡眠に関する実態調査と分析 | - | 12,760 | 新規 |
| 特別枠基準額 2,460千円 | | 2,841 | 12,760 | |

令和6年度奈良支部保険者機能強化予算(案)

令和6年度保健事業予算

(単位:千円)

| 項目 | | 令和5年度予算 | 令和6年度予算 | 備考 |
|-------------------|-----------------------|---------------|---------------|------|
| | ①「職場まるごと健康宣言」の実施 | 3,369 | 3,326 | 継続 |
| | ②コラボヘルスのための健康講座 | 2,970 | 2,596 | 継続 |
| | ③健康経営の普及を目的としたセミナーの開催 | 740 | 713 | 継続 |
| コラボヘルス事業経費 | | 7,079 | 6,637 | |
| | ①健診実施機関実地指導旅費 | 12 | 12 | 継続 |
| | ②事業者健診委任状取得費(健診機関) | 88 | 110 | 継続 |
| | ③事業者健診データ作成等経費(事業主) | 385 | 385 | 継続 |
| | ④事業者健診結果データ取得に係る外部委託 | - | 5,270 | 科目変更 |
| | ⑤協会主催の集団健診(被扶養者) | 6,138 | 5,299 | 継続 |
| | ⑥健診推進経費 | 908 | 803 | 継続 |
| | ⑦健診受診勧奨等の印刷物作成 | 3,861 | 999 | 継続 |
| 健診経費 | | 11,392 | 12,879 | |

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

令和6年度奈良支部保険者機能強化予算(案)

令和6年度保健事業予算

(単位:千円)

| 項目 | | 令和5年度予算 | 令和6年度予算 | 備考 |
|------------------------|-----------------------------------|---------------|---------------|----|
| | ①特定保健指導中間評価時の血液検査費 | 660 | 825 | 継続 |
| | ②保健指導用等雑費 | 1,133 | 972 | 継続 |
| | ③保健指導推進経費 | 297 | 198 | 継続 |
| | ④特定保健指導対象者への利用勧奨 | 440 | - | 廃止 |
| | ⑤特定保健指導対象者・事業主への利用勧奨 | - | 220 | 新規 |
| 保健指導経費 | | 2,530 | 2,215 | |
| | ①生活習慣病予防健診実施機関における受診勧奨(レッドカード事業) | 275 | 1,980 | 継続 |
| | ②健診結果に基づいた未治療者に対する受診勧奨 | 2,296 | 2,235 | 継続 |
| | ③糖尿病性腎症経費 | 5,720 | 4,290 | 継続 |
| | ④歯科医師会と連携した口腔ケア普及事業 | 550 | - | 廃止 |
| 重症化予防経費 | | 8,841 | 8,506 | |
| | ①奈良市・奈良市医師会と連携したCOPDの啓発及び禁煙外来受診勧奨 | 1,650 | 1,276 | 継続 |
| | ②保健事業実施計画アドバイザー経費 | 164 | 164 | 継続 |
| その他の経費 | | 1,814 | 1,440 | |
| 保健事業予算 31,677千円 | | 31,657 | 31,677 | |

令和6年度保健事業予算(特別枠)

(単位:千円)

| 項目 | | 令和5年度予算 | 令和6年度予算 | 備考 |
|-----------------------|----------------------------------|--------------|--------------|------|
| 健診経費 | ①健診実施率向上に向けた勧奨委託業務 | 9,075 | - | 科目変更 |
| 保健指導経費 | ②中小規模事業所の未受診者及び付加健診対象者に重点化した受診勧奨 | - | 1,672 | 新規 |
| 保健指導経費 | ③特定保健指導対象者の減少要因分析 | 852 | 1,896 | 継続 |
| 特別枠基準額 7,830千円 | | 9,927 | 3,568 | |

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。